

魚津蜃気楼研究会会則

改定 2020年3月8日（日）

第1章 名称及び事務局

参加人数 6人

第1条 本会は魚津蜃気楼研究会と称する。

第2条 本会は事務局を魚津市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は富山の自然を調査研究して、その自然的環境の保全に努め、蜃気楼の発生と予報を通して観光事業の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、蜃気楼発生に関する調査研究および資料の収集
- 2、蜃気楼の写真及び発生に関する刊行物の作成配布及び講演会の開催
- 3、蜃気楼写真展の開催
- 4、その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1、普通会员（個人会員）は本会の目的に賛同し、別に定める規定により会費を納入する者。
- 2、賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の事業を後援する団体等

第6条 前条の会員は理事会の承認を経て入会し、本会の運営に参画し、無料または実費で刊行物の配布を受け本会の計画する諸事情に参加・協力・利用することが出来る。

第7条 1、会員で本会の体面を汚す行為のあった者は、理事会の議決により除名することが出来る。
2、会員で2会計年度を超えて会費の納入を怠ったものは、理事会の議決を経て退会したものとする。

第8条 前条の場合、または会員が退会したときも既納の会費は返還しない。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く

- 1、理事 若干名
- 2、監事 1人

理事のうち会長一人、副会長一人を理事会において互選する。

第10条 会長は会務をを総括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

第11条 理事、監事は総会において選出する。

- 1、会長は理事会を総括する。
- 2、理事は会務を掌理する。
- 3、監事は会計を監査する。

第12条 本会に名誉会長を置くことが出来る。名誉会長は理事会の承認を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第13条 役員（理事及び監事）の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。補欠役員（役員が退会した場合、又は何らかの理由で役員を辞めた場合に会長が指名する）の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 本会に事務局の職員を置くことが出来る。

- 1、職員は会長が任命する。
- 2、職員は本会の事務を担当する。
- 3、職員は有給とすることが出来る。

第5章 会議

第15条 総会は年1回これを開く。

理事会は、会長が必要と認めるとき、これを招集し、本会の運営に関する事項を審議する。

第16条 総会、理事会には議事録を作成し、会長が指名する出席者2名が捺印の上、これを保存する。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は次に掲げる収入をもって充てる。

- 1、会費
- 2、事業に伴う収入
- 3、助成金、 寄付金

第18条 本会の予算は毎年総会の議決を経て定め、決算は監査を経て総会の承認を得るものとする。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補 則

第20条 この会則の施行に関し、必要な細則は理事会の議決を経て会長が定める。

会費規定

- | | | |
|--------|----|---------------|
| 1、会員 | 年額 | 1.000円 |
| 2、賛助会員 | 年額 | 個人 1.000円（1口） |
| | | 企業 3.000円（一口） |